

北秋田市農業委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 17 日

北秋田市農業委員会

北秋田市農業委員会会長 長 岐 一 志

北秋田市農業委員会規則第 1 号

北秋田市農業委員会公告式規則の一部を改正する規則

北秋田市農業委員会公告式規則（平成26年北秋田市農業委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「交付」を「公布」に改め、同条第 2 項中「番号、年月日、公布の旨の前文及び委員会名を記入して、」を「公布の旨の前文、年月日及び農業委員会名を記入して、その末尾に」に改め、同条第 3 項中「掲示」の次に「するとともに、市のホームページへ掲載」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(資料) 北秋田市農業委員会公告式規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
(規則の<u>公布</u>) 第2条 (略) 2 規則を公布するときは、<u>公布の旨の前文、年月日及び農業委員会名を記入して、その末尾に会長が署名するものとする。</u> 3 規則の公布は、特別の場合を除き、委員会の事務所前掲示板に掲示するとともに、<u>市のホームページへ掲載</u>してこれを行う。	(規則の<u>交付</u>) 第2条 (略) 2 規則を公布するときは、<u>番号、年月日、公布の旨の前文及び委員会名を記入して、</u>_____会長が署名するものとする。 3 規則の公布は、特別の場合を除き、委員会の事務所前掲示板に掲示_ _____してこれを行う。